

意見書案第18号

生活保護世帯に対する高等学校等就学費の継続等と就学援助制度の高校生への対象拡大を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成21年12月11日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 飯塚正良

〃 竹間幸一

〃 猪股美恵

生活保護世帯に対する高等学校等就学費の継続等と就学援助制度の高校生への対象拡大を求める意見書

平成17年度に創設された高等学校等就学費は、高校生等のいる生活保護世帯に、学用品費、授業料、入学準備金、入学金などを支援する制度であり、また、本年7月に創設された学習支援費は、家庭内学習に必要な図書購入費や課外のクラブ活動に要する費用に充てるための制度である。

これらの制度は、当面存続が決まったものの、今年4月に廃止された生活保護制度の母子加算が新政権の下で復活するに当たり財務省がその条件として廃止を求める動きがあり、また、母子加算の復活に関する予算措置は4箇月分だけで、来年度予算の概算要求では金額が示されない「事項要求」とされ、関連するこれらの制度も含め来年度以降の継続に不安が残っている。

一方で、今日では高等学校等進学率が約98%になるにもかかわらず、義務教育でないことから、高校生は学校教育法に基づく就学援助制度の対象にされていない。

新政権は、高等学校授業料の実質無償化を目指しているが、高等学校では授業料以外の学習費用の方が多いのが実情であり、仮に授業料が無償になった場合でも、過去の文部科学省の調査結果から推計すると、制服や修学旅行のほかに塾等に要する費用を含め公立で年間平均約41万円もの負担がかかることになる。

よって、国におかれては、高等学校の入学や卒業を希望するすべての子どもが経済的理由により断念することがないように、生活保護世帯に対する母子加算はもとより高等学校等就学費・学習支援費について来年度以降も存続・拡充を図るとともに、就学援助制度の対象を高校生に拡大することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 　あて

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣